

勤務制度・配属・研修制度

初任給 令和4年4月1日現在

試験名	金額	
大学卒程度	192,300円	
短大・高校卒程度	157,700円	
資格免許職	薬剤師	217,600円
	管理栄養士	198,400円
	保健師	219,300円
	司書	172,000円
市町村立小中学校等事務職員 大学卒程度	192,300円	
市町村立小中学校等事務職員 短大・高校卒程度	157,700円	

職歴や学歴など、採用前の経歴に応じて一定の基準により加算される場合があります。

配属・異動

県職員

配属 新規採用の県職員は、事務系の場合、本庁、現地機関へおむね半数ずつ、技術系の場合、約1割が本庁、約9割が現地機関に配属されています。

異動 原則として、最初の部署で2～3年を経た後、本庁に配属されていた者は現地機関へ、現地機関に配属されていた者は本庁へ異動します。その後は、本人の適性や希望(勤務地等)も考慮され、2～3年を目途に異動するケースが多くなっています。

研修制度

県職員

採用後、1年以内に法令等の基本的な科目に重点を置いた10日程度の新規採用研修を受講します。その後は、昇任時等定期的に職務遂行に必要な研修を受講します。そのほか、職員がスキルアップを図るため各種研修の中から選択して受講できる選択研修があります。

【階層別研修】

各階層への昇任時(新規採用時を含む。)に実施する研修です。

新規採用研修 >>>

各所属に配属後、公務員倫理や文書の作成・法令・職場マナー等の基本的な研修を職員研修所にて実施します。また、実地体験型研修として、災害時や緊急時における実践的な対応方法を習得するとともに、非常事態に備えた公務員としての心構えや行動のあり方等を学ぶため「消防学校入校体験研修」を実施します。

【選択研修】 職務に必要な知識と能力開発を職員自らが選択して計画的に身に付けてスキルアップを図る研修です。

【派遣研修】 国、大学院、海外等へ派遣研修もっており、職務の遂行に必要な知識、技能及び教養を修得します。
▶令和3年度の主な派遣先… 内閣府、総務省、財務省、外務省、経済産業省、京都大学大学院等

ワーク・ライフ・バランスに関する主な制度

子育て

制度	給与	内容・期間等
産前・産後休暇	有給	産前、産後にそれぞれ8週間以内(女性のみ)
配偶者の出産休暇	有給	妻が出産のために入院した日から出産後2週間までの期間で、2日以内(男性のみ)
男性職員の育児参加休暇	有給	出産予定日前8週間から出産日後8週間までの期間で5日以内(男性のみ)
育児の時間	有給	生後1年になるまでの期間、1日2回各々少なくとも30分
育児休業	無給	子が満3歳に達する日まで
育児部分休業	無給	小学校就学前の子を養育する場合、1日2時間を超えない範囲で30分単位
家族の看護のための休暇	有給	子を看護する場合など、1年に5日以内(中学校就学前の子が2人以上の場合は10日以内)
育児のための早出・遅出勤		一定の要件を満たす場合、始業及び終業の時間を繰り上げ又は繰り下げて勤務することができる
育児短時間勤務	無給	小学校就学前の子を養育する場合、4つの勤務/パターンで短時間勤務ができる

各種手当

通勤、住居、扶養、特殊勤務、時間外勤務などの諸手当が該当者に毎月支給されます。期末・勤勉手当は、年2回(6、12月)支給されます。(合計4、30月分)(令和4年4月1日現在)

勤務時間

月曜日から金曜日の8:30～17:15まで(完全週休二日制)
※研究職の場合は、フレックスタイム制度が利用できる場合があります。
※特殊な勤務形態でも、4週間のうち、概ね8日間の休みとなるようになっています。

休暇制度

- 年次休暇年間20日(4月採用者は15日)
- 病欠休暇、特別休暇(結婚、出産、夏季、ボランティアなど)、介護休暇、育児休業等

警察行政・警察事務

配属 警察学校卒業後、それぞれの任地で勤務につきます。

異動 本人の適性や希望(勤務地等)、昇任等により異動します。定期の異動は原則年2回です。

市町村立小中学校等事務職員

配属 市町村立小中学校等に配属されます。

異動 原則として、最初に配属された学校で3年を経た後、2校目に異動します。その後は、本人の希望や生活の本拠地も考慮され、5年以内で異動します。

警察行政・警察事務

採用と同時に警察学校に入校し、全寮制で実施する採用時教養を受けます。

採用時教養 >>>

警察学校に4週間入校し、職務執行に必要な基礎知識(一般教養、実務教養)について研修を受けます。

市町村立小中学校等事務職員

県教育委員会及び配属された市町村の教育委員会が行う研修を受けます。

介護

制度	給与	内容・期間等
短期介護休暇	有給	父母などが2週間以上日常生活を営むのに支障がある場合、1年に5日(要介護者が2人以上の場合10日)以内。
介護休暇	無給	父母などが2週間以上日常生活を営むのに支障がある場合、介護を必要とする期間内で必要な期間(通算6ヶ月を超えない範囲内)
介護時間	無給	父母などが2週間以上日常生活を営むのに支障がある場合、連続する3年の期間内で、勤務時間の始め又は終わりに1日2時間以内

自己啓発等

制度	給与	内容・期間等
修学部分休業	無給	大学等で修学する場合、2年を超えない期間中、1週間当たりの通常勤務時間の2分の1を超えない範囲内
自己啓発等休業	無給	大学等課程履修の場合、2年(特に必要な場合は3年)の範囲内、国際貢献活動に参加する場合、3年の範囲内
ボランティア休暇	有給	社会通念上一般に「ボランティア」とされるものに参加する場合、1年に5日以内

※無給については、各制度を取得する日・時間数に応じて給与から一定額が減額されます。

採用試験に関するギモンを解決!!

Q 大学卒程度試験は、大学を卒業した人しか受験できないのですか?

A 「大学卒程度」とは「試験問題の程度が大学卒程度である」という意味であり、大学を卒業(見込みを含む。)した人しか受験できないということではありません。また、「短大・高校卒程度」の試験問題の程度は高等学校卒業程度であり、こちらも学歴は関係ありません。

Q 受験するために特別な資格や免許は必要ですか?

A 各試験ごとの受験資格(生年月日等)を満たしていれば、その他に必要な資格や免許はありません。ただし、資格免許職については、それぞれの受験資格に定める期日までに必要な資格または免許を取得しないと、最終合格しても採用されません。

Q 職種によって試験を行わない場合もありますか?

A 試験を実施する職種は年度によって異なります。業務量や退職者数などを総合的に判断して採用予定者数を決めているため毎年変動があります。

Q 岐阜県職員の試験を併願することはできますか?

A それぞれの試験の受験資格を満たしており、試験日が重なっていなければ併願することができます。なお、同一日に実施される試験は、複数区分を申し込むことはできません。

Q 募集される職種や、採用予定人数など試験の詳しい内容はいつごろ公表されますか?

A 募集職種や採用予定人数、試験方法などについては、各試験の試験案内配布開始日に試験案内に掲載して公表します。なお、試験案内は岐阜県公式ホームページにも掲載します。

Q 県外出身者や既卒者は採用試験で不利ですか?

A 出身地や学歴、性別などによる有利、不利はまったくありません。受験資格を満たしていれば、どなたでも受験することができますし、公平・公正に試験を実施しています。

Q 最終合格者は全員採用されますか?

A 最終合格者は任用候補者名簿に登載され、その中から任命権者が採用者を決定します。採用者数は退職者の状況などを勘案して決定しますので、その状況によっては合格しても採用されない可能性もあります。ただし、最近では、辞退した場合や、資格免許職などで資格や免許が取得できなかった場合等を除いて、最終合格者全員が採用されています。

Q 試験の成績を知ることはできますか?

A 各試験の受験者本人に限り、合格発表の日から1か月間、「各試験種目別の得点、結果」、「総合得点」、「総合順位」を岐阜県個人情報総合窓口(県庁2階)において開示します。その際、運転免許証等、写真で本人と確認できるものをご持参ください。なお、本人以外や電話でのお問い合わせには応じておりません。



岐阜県はチャレンジ精神に富み、強い精神力を具え、かつ柔軟な発想力を持った人材を求めています。

岐阜県職員が目指す職員像

- 高い使命感と倫理観・遵法精神を具えた職員
- 県民目線・現場主義で政策の立案・実行をする職員
- 最小の費用で最大の効果を上げる経営感覚を持った職員